

ものとし、認定を受けようとする者の申請による個別の認定により行うものであり、その場合の認定基準、手続については昭和53年3月24日付環産第9号厚生省環境衛生局水道環境部参事官通知による産業廃棄物の再生利用業者の個別指定の例によるものであるので、その旨管下市町村を指導されたいこと。

3. その他

- (1)一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更のうち、法第8条第1項又は第15条第1項に規定する届出を要しない範囲については、規則第2条の5又は第10条の5の規定により主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10%以上の変更を伴わない場合に限定されたものであること。
- (2)し尿浄化槽清掃業の許可の技術上の基準のうち、規則第6条第3号に規定する「自給式ポンプその他の汚でいの引出しに適する器具」には、バキューム式の汚でい収集運搬車が含まれるものであること。

資料37

福岡環整協が中遠支部の新規許可で総決起大会

昭和53年9月26日

福岡県環境整備事業協同組合（熊谷延雄理事長）は、中遠支部（中間市ほか遠賀4町）区域内の新規許可と水洗化による補償問題で当局側の曖昧な態度を問題視していた。昭和53年9月22日緊急理事会を開いて対策を協議し、当局側の反省を求めるためにも断固とした決意で臨むことを決議した。その第一段階として9月26日、芦屋町の競艇場駐車場にバキューム車300台を集め、総決起大会を開催したもので、①新規許可絶対反対②既得権の擁護③水洗化補償の完全獲得の決議文を採択し、関係当局へ手交した。



団結の証バキューム車300台